

第 2 章 寄附行為

○寄附行為

昭和35年10月 5日(労働省収職第2513号許可)

昭和35年10月24日設立登記

昭和39年10月 2日一部変更

昭和49年 2月28日一部変更

昭和49年 5月10日一部変更

昭和52年 8月 5日一部変更

昭和58年 3月 9日一部変更

昭和58年 4月26日一部変更

昭和60年 4月 1日一部変更

昭和62年 4月 1日一部変更

昭和63年 1月13日一部変更

平成 4年11月16日一部変更

平成 7年 9月23日一部変更

平成17年 3月31日一部変更

財団法人神奈川県労働福祉協会寄附行為

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人神奈川県労働福祉協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協会は、事務所を神奈川県横浜市中区寿町 1 丁目 4 番地に置く。

(目的)

第 3 条 協会は、神奈川県内の労働者に必要な各種労働福祉事業を行うことにより、労働者の文化及び教養の向上を図り、もって労働福祉の充実及び雇用の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労働者の福利厚生に関する調査及び研究
- (2) 労働者の福利厚生施設の管理運営に関する受託事業及び設置
- (3) 労働者の福利厚生のために行う貸付、給付等の助成事業
- (4) 厚生労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業
- (5) 労働者をはじめとする地域住民の文化及び教養の向上並びに交流活動の促進に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認を得て、その一部を処分することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入

れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもつて支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第12条 協会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 常務理事 2人
- (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。) 10人以上15人以内
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、協会を代表し、会務を統括する。

2 常務理事は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第17条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(開催)

第20条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内

容並びに日時及び場所を示して、開会の日の20日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第27条 協会に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、その数は、10人以上15人以内

とする。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 第15条及び第16条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、第15条及び第16条中「役員」とあるのは、「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第28条 評議員会は、評議員をもつて構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第29条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(評議員会の招集)

第30条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の20日前までに文書をもつて通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第32条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第33条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合

において、前2条の規定の適用については、出席した者とみなす。

(評議員会の議事録)

第35条 第26条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認があつたときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、神奈川県知事の承認を得て、神奈川県に帰属する。

第7章 雑則

(委任)

第38条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立の日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず次のとおりとする。

理事長	池田利男
理事	佐々井典比古
理事	戸嶋寅雄
理事	笹本忠恕
理事	武井武
理事	高橋正行

理 事 金 井 利 秋
理 事 梅 崎 英 雄
監 事 伊 豆 川 鶴 雄
監 事 比 嘉 盛 広

- 3 協会の昭和34年度及び昭和35年度の事業計画及び歳入歳出予算は、別紙のとおりとする。

附 則

この寄附行為は、昭和39年10月2日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和49年2月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和49年5月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年8月5日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和58年3月9日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和58年4月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和63年4月1日から施行する。
2 この寄附行為施行の際に現に在職する評議員は、変更後の第27条第2項の規定による評議員会において選任されたものとみなし、その任期は、昭和65年4月1日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成4年11月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年9月23日から施行する。

附 則

- 1 この寄付行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この寄付行為施行の際現に在職する評議員は、変更後の第27条第2項の規定により選任されたものとみなす。